

平成24年度上川管内町村社会人採用試験案内

平成23年 8月29日

上川町村会

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎内

TEL0166-46-5230・4970

この試験は、上川管内9町村の社会人採用試験です。

1 試験区分

試験は、「高校卒」（専門学校卒、短大卒を含む。）と「大学卒」の2つに区分します。

2 試験の種類と試験時間

試験は9時に開始をして、昼食時間をとらないで13時10分に全ての試験が終了します。

高校卒・・・経験者基礎試験（2時間）、作文試験（1時間）、職場適応性検査（30分）

試験終了13時10分

大学卒・・・経験者基礎試験（2時間）、論文試験（1時間）、職場適応性検査（30分）

試験終了13時10分

3 受験資格

「高校卒」（専門学校卒、短大卒を含む。）及び「大学卒」とも、平成24年4月1日現在の年齢が満35歳以下で、各町村が必要とする資格を有し、資格に基づく業務経験が平成23年8月29日現在で最低3年以上ある方。

なお、日本国籍を有しない方及び地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

<地方公務員法第16条の抜粋>

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4 試験の内容

(1)「経験者基礎試験」は、次の①及び②を通じて、社会人としての素養及び公務員として必要な基本的思考力・理解力・判断力を測定する。

- ① 政治・経済・社会の仕組・動向、文化・自然・技術などに関する一般知識
- ② 文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

(2)「作文」と「論文」は、文章による表現力、課題に対する理解力をみるもの

(3)「職場適応性検査」は、職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの

※上記の試験には、いずれもHBの鉛筆を使用しますので、必ず持参してください。

5 社会人を採用する町村と募集する職種（有資格者）

- (1)鷹 栖 町・・・「保育士」
- (2)比 布 町・・・「水道技術管理者及び索道技術管理者」
- (3)愛 別 町・・・「2級以上建築士」
- (4)上 川 町・・・「保育士」
- (5)美 瑛 町・・・「水道技術者及び作業療法士」

※水道技術者は、①給水装置工事主任技術者、②2級土木施工管理技士、③2級管工事施工管理技士のいずれか2つの資格を有する方。

(6)占 冠 村・・・「一般職」

※特に資格は必要ありませんが、事務経験が3年以上ある方。

(7)剣 淵 町・・・「1級建築士」

(8)下 川 町・・・「1級建築士」

(9)美 深 町・・・「2級以上建築士」

6 試験日

試験日は、平成23年10月16日（日）です。午前8時30分までに会場に集合してください。

7 試験会場

試験会場は、「上川合同庁舎」(旭川市永山6条19丁目)です。

8 合格発表

第1次試験の合格発表は、平成23年10月28日(金)に、各町村役場に受験番号を掲示するほか、合格された方にのみ直接通知いたします。

9 第2次試験

- (1)第2次試験は、第1次試験合格者全員に対して、受験をした各町村において平成23年11月中に実施する予定で、試験の日時、場所については各町村から別途通知されます。
- (2)第2次試験の内容は、個別(集団)面接による口述試験と受験資格の有無、申込書の記載事項の確認等を中心に行いますが、町村によっては簡単な筆記試験や体力検査を実施する場合があります。

10 合格から採用まで

この試験は、9月18日に実施する試験と異なり、第1次試験合格者の採用資格候補者名簿への登録は行いません。

11 受験手続及び受付期間

(1) 申込書の請求

申込書は、上川町村会事務局及び試験に参加する9町村(鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、占冠村、剣淵町、下川町、美深町)の各役場で配布しています。

郵便による請求の場合は、角2の封筒の表に「町村社会人採用試験申込書請求」と朱書き請求願います。なお、その際に封筒の表に自分の住所、氏名を書き、140円の切手を貼った返信用の角2の封筒を必ず同封してください。

(2) 申込書の提出

申込書に所定の事項を記入し、上川町村会事務局又は就職を希望する町村役場に提出してください。

郵便の場合は、角2の封筒の表に「町村社会人採用試験申込書在中」と朱書きしてください。

また、受験票は後日郵送いたしますので、所定の欄に必ず50円切手を貼ってください。

(3) 受付期間

平成23年8月29日(月)から平成23年9月16日(金)までとし、郵送による申込みの場合は平成23年9月16日までの消印があるものに限り受け付けます。

12 採用後の待遇(給料、手当、勤務時間等)について

各町村の職種によって異なることから、この案内には記載しておりませんので、試験に参加する9町村(鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、占冠村、剣淵町、下川町、美深町)の各役場の職員採用担当課に遠慮なくお問い合わせください。

13 その他

(1)試験には、HBの鉛筆を使用しますので、忘れずに御持参ください。

(2)受験の際、試験日の3ヵ月以内の帽子をつけない上半身を写したもので、本人であることを確認できる写真(縦4cm、横3cm)を受験票に貼り付けて持参していただきますので用意願います。

(3)受験手続、その他の問い合わせは、上川町村会事務局又は試験に参加する9町村(鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、占冠村、剣淵町、下川町、美深町)の各役場の職員採用担当課にお問い合わせください。

(4)身体に障がいがある方が受験される場合は、不便がないように十分に配慮いたしますので、試験申込書の「受験の際の要望事項」の欄に記入願いますとともに、事前にお問い合わせください。

(5)携帯電話の会場への持込みは一切禁止いたします。

(6)試験に参加する町村の電話番号

鷹栖町(0166-87-2111)、比布町(0166-85-2111)、愛別町(01658-6-5111)

上川町(01658-2-1211)、美瑛町(0166-92-1111)、占冠村(0167-56-2121)

剣淵町(0165-34-2121)、下川町(01655-4-2511)、美深町(01656-2-1611)